水道事業会計予算

# 令和2年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数

26,928 戸

(2) 総 給 水 量

7, 911, 905 m<sup>3</sup>

(3) 一日平均給水量

21,676 m<sup>3</sup>

(4) 主な建設工事

(イ) 配水施設建設改良工事 106,678千円

(口) 上 水 道 拡 張 工 事 9,845 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

入 収

第1款 水道事業収益 1,932,572 千円

第1項 営 業 収 益 1,465,407 千円

第2項 営 業 外 収 益 427,867 千円

第3項 特 別 利 益 39,298 千円

> 支 出

第1款 水道事業費用 1,757,614 千円

第1項 営 業 費 用 1,591,749 千円

第2項 営 業 外 費 用 86,432 千円

第3項 特 別 損 失 74,433 千円

第4項 予 備 費 5,000 千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本 的支出額に対し不足する額357,803千円は過年度分損益勘定留保資金357,803 千円で補てんするものとする)。

> 収 入

第1款 資	本 的」	汉 入		33,487 千円
第1項	国 庫	支 出	金	1 千円
第2項	負	担	金	1 千円
第3項	繰	入	金	4,811 千円
第4項	出	資	金	1,101 千円
第5項	補	償	金	15,470 千円
第6項	受	託	金	1 千円
第7項	固定資	産売却	]代金	2 千円
第8項	企	業	債	12,100 千円

支 出

 第1款 資本的支出
 391,290 千円

 第1項 建設改良費
 147,953 千円

 第2項 拡 張 費
 61,567 千円

 第3項 企業債償還金
 180,770 千円

 第4項 予 備 費
 1,000 千円

## (継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額、 次のとおりと定める。

	款	項	事業名	総額	年度	年割額
					令和2年度	39,800千円
1	資本的	2 拡張費	橋本市浄水場	2, 956, 000	令和3年度	27,960千円
	支出		第1期更新事業	千円	令和4年度	982,940千円
					令和5年度	1,905,300千円

#### (債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期間	限度額	
橋本市浄水場運転管理業務委託	令和2年度から	1 604 000壬田	
(施設更新後)	令和19年度まで	1,694,000千円	
営業関連業務委託	令和2年度から	474, 238千円	
呂耒與理耒務安託	令和7年度まで		

#### (企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張工事費	12,100千円	証書借入		借入先の融通条件 による。

# (一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項 特別損失に係る項間の流用。
  - (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業 債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければ ならない。
  - (1) 職員給与費 182,212 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、41,551千円と定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木哲朗